



藤沢市立新林小学校

保護者と教職員の会 規約

平成元年 4 月 1 日 実施

令和 4 年 5 月 26 日 改正版

「新林小学校保護者と教職員の会」規約

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、藤沢市立新林小学校保護者と教職員の会といい、事務所を新林小学校内におきます。

第2章 目的および活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、子供のしあわせな成長をはかることを目的とします。

第3条 この会は、前条の目的を果たすため、次の活動を行います。

- 1、保護者と教職員が自由な話し合いの場を持ちます。
- 2、学校および地域のよりよい教育環境づくりにつとめます。
- 3、会員相互の意識向上・連絡・親睦をはかるため、広報活動を行います。
- 4、その他必要と認められた活動を行います。

第3章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従います。

- 1、保護者と教職員は平等の権利と義務をもち、おのおのの立場を尊重します。
- 2、教育問題について意見を述べますが、学校の管理や人事に干渉しません。
- 3、特定の政党や宗教を支持しません。また、この会を利用して営利事業も行いません。

第4章 会 員

第5条 この会の会員は、新林小学校に在籍する児童の保護者と教職員とします。

第5章 会 計

第6条 この会の経費は、会費その他の収入をあてます。

第7条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

第6章 役 員

第8条 この会に次の役員をおきます。

代表	1名	(保護者1名)
副代表	1名	(保護者1名)
書記	3名	(保護者2名、教職員1名)
会計	3名	(保護者2名、教職員1名)

第9条 役員に欠員が生じた場合は運営委員会で協議し、補充します。

第10条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とします。ただし、同一役員については1回に限り、再選を妨げません。第2回総会で承認を受けた時点から3月末日までは見習い期間とし、現役員より仕事の引き継ぎを受けることとします。

第11条 役員の任務は次の通りとします。

代表……………この会を代表し、会の円滑な運営をはかります。

総会および運営委員会を招集します。

副代表………代表を補佐し、代表不在の場合はその代行をつとめます。

書記……………この会の議事を記録し会合の通知発送その他庶務を担当します。

会計……………この会の会計事務を処理し、総会において決算報告をします。

第7章 会計監査委員

第12条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員（保護者1名、教職員1名）をおきます。

第8章 総 会

第13条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とします。

第14条 総会は定期総会と臨時総会とします。

1、定期総会は年2回とします。

第1回総会は新年度開始後3ヵ月以内に開催し、会計に関する事、事業に関する事、その他議案の審議、承認を行います。第2回総会は新役員決定後2ヵ月以内に開催し、新役員選出・就任に関する事、その他議案の審議、承認を行います。ただし新役員選出・就任のみの場合は文書をもって、承認を受けその承認により総会にかえることができるものとします。

2、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、及び会員の7分の1以上の要求があったとき開催します。

第15条 総会の定足数は委任状を含み会員の3分の1以上とします。議決は出席者の過半数の賛成を必要とします。

第9章 運営委員会

第16条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、役員、各委員会の委員長・副委員長、校長及び教頭をもって構成します。

第17条 運営委員会の任務は次の通りとします。

1、総会に提出する議案を作成し、運営に関する事項を審議・処理します。

2、必要ある場合は特別委員会を設けることができます。

第18条 運営委員会は必要に応じて招集されます。

会議は2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意が必要です。

第10章 委員会

第19条 この会に次の委員会をおきます。

- 1、校内委員会
- 2、広報委員会
- 3、校外委員会

第20条 各委員会は、この会の活動を推進するために次のことを行います。

- 1、校内委員会は児童の校内生活の充実をはかるため諸活動の連絡調整にあたりとともに、教育活動に協力します。
- 2、広報委員会は会員相互の意志の疎通をはかるために広報活動につとめ、会員の学習を推進します。
- 3、校外委員会は児童の校外生活の充実と安全をはかるための諸活動及び学校の要請に応じて防災に関する協議連絡等を行います。

第21条 各委員会で立案した事業計画は運営委員会の承認を得て実施します。

第11章 選出

第22条 役員・委員の選出

- 1、1年生から5年生までの保護者会員から12名の運営委員を選出します。運営委員役員となった12名で代表1名、副代表1名、書記2名、会計2名、校内委員長・副委員長、広報委員長・副委員長、校外委員長・副委員長を決定します。
- 2、12名の役員を前年度の12月までに選出します。
- 3、役員の中から次年度会計監査委員1名を決定します。
- 4、教職員会員若干名は、各委員会に所属します。
- 5、各委員会の委員長・副委員長又は代理人は運営委員会に出席します。

第12章 会費

第23条 会費は一世帯当たり年額 1,200円とします。

第13章 細則

第24条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めます。運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会において報告しなければなりません。

第14章 改正

第25条 この規約については、総会において出席者の過半数の賛成により、改正することができます。この規約は平成元年4月1日から実施します。

付 則

平成 2年 10月 16日	第 22 条	一部改正
平成 2年 5月 29日	第 24 条	一部改正
平成 3年 5月 17日	組 織 図	一部改正
平成 4年 5月 29日	第 22 条	一部改正
	第 24 条	一部改正
平成 5年 5月 27日	第 10 条	一部改正
	第 14 条	一部改正
	第 11 条	新 設
	第 22 条	一部改正
	第 12 条	新 設
	第 24 条	一部改正
	第 26 条	一部改正
平成 8年 2月 16日	第 22 条	一部改正
平成 9年 2月 25日	第 14 条	一部改正
平成 13年 10月 16日	第 22 条	一部改正
令和 2年 9月 30日	第 14 条	一部改正
	第 22 条	一部改正
	第 23 条	一部改正
令和 4年 5月 26日	第 14 条	一部改正
	第 19 条	一部改正
	第 20 条	一部改正
	第 22 条	一部改正
	第 23 条	削 除
	第 24 条	条番号変更
	第 25 条	条番号変更
	第 26 条	条番号変更

「新林小学校保護者と教職員の会」規約一細則

細則 1 (第 22 条関連)

運営委員経験者は、運営委員及び各委員の選出対象にはならないものとします。子供が何人いても、1 回運営委員を経験すれば有効です。ただし、本人の承諾があれば再選を妨げません。

なお、ここでいう「運営委員」とは、代表、副代表、書記、会計、校内委員長・副委員長、広報委員長・副委員長、校外委員長・副委員長の 12 人を指します。

細則 2 (第 23 条関連)

年度途中の会員の転入・転出にともなう会費の取扱いは次の通りとします。

転入： 4 月 1 日から 9 月 30 日までの転入については、年額を徴収します。
10 月 1 日から 3 月 31 日までの転入については、年額の 2 分の 1 を徴収します。

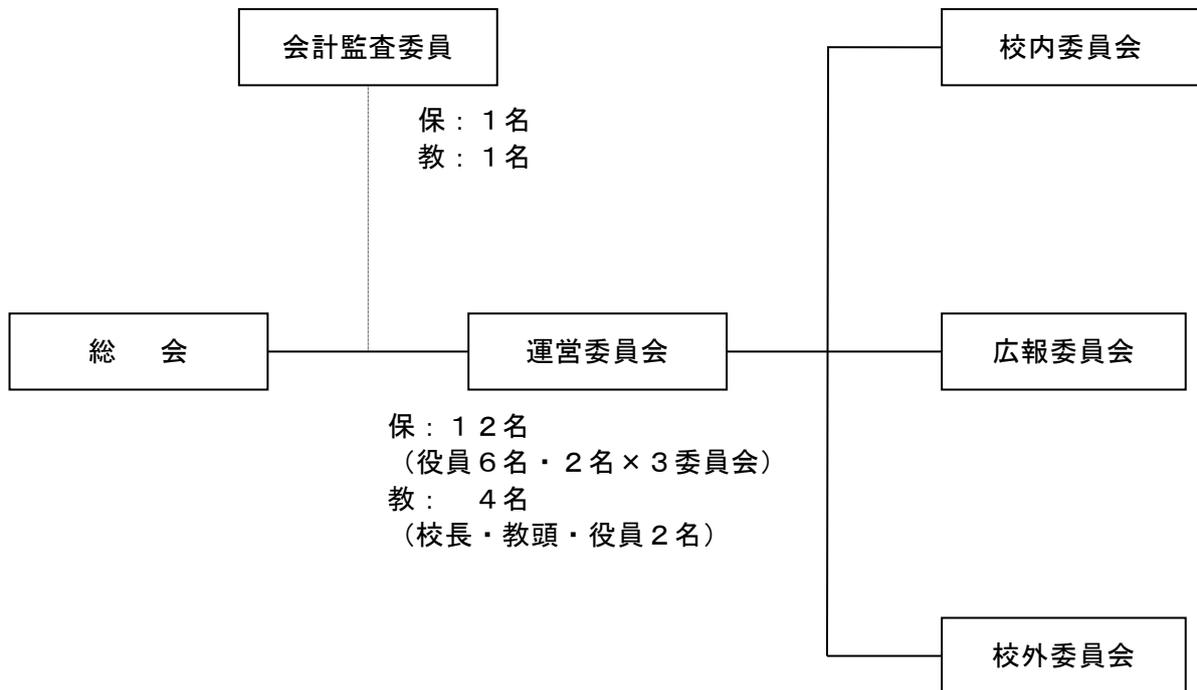
転出： 4 月 1 日から会費の集金日の前日までの転出については、会費を徴収しません。会費の集金日から 9 月 30 日までの転出については、年額の 2 分の 1 を徴収します。(ただし、会費の集金日に転出予定の申し出がある場合に限りです。会費徴収後に転出が判明しても、一旦入金した会費は、返金しません。)
10 月 1 日から 3 月 31 日までの転出については、年額を徴収します。

徴収法： 一世帯 1,200 円を現金徴収します。転入に関しても細則 2 に基づき現金で徴収します。

付 記

平成 6 年 1 月 20 日	細則 1	制 定
	細則 2	制 定
平成 11 年 6 月 18 日	細則 2	改 正
平成 13 年 10 月 16 日	細則 1	改 正
平成 16 年 6 月 24 日	細則 3	制 定
平成 23 年 4 月 1 日	細則 2	改 正
令和 4 年 5 月 26 日	細則 1	一部改正
	細則 2	一部改正
	細則 3	削 除

新林小学校保護者と教職員の会 組織図



慶弔見舞金規定

◎慶弔金

- | | |
|--------------------------|--------|
| 1、会員が死亡したとき | 5,000円 |
| 2、在学児童が死亡したとき | 5,000円 |
| 3、教職員の配偶者及び子女が死亡したとき | 3,000円 |
| 4、教職員の実父母又は同居の義父母が死亡したとき | 弔電 |

◎餞別

- | | |
|------------|-------------|
| 教職員の転退職のとき | 5,000円相当の花束 |
|------------|-------------|

◎見舞金

次の事項については、その都度運営委員会で審議決定する。

- 1、保教会の活動中に負傷したとき

◎当規定の対象以外において必要と認められるものについては、その都度、代表・副代表で決定し、運営委員会に報告する。